

政令第二百十九号

防衛省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第二十条第三項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十六条第一項及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条 防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第百十三条第四号中「予備自衛官」の下に「及び予備自衛官補」を加える。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百十一条第一項第一号中「予備自衛官補」を「陸上自衛隊の予備自衛官補」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「及び訓練招集命令により」を「並びに」に改め、「予備自衛官」の下に「及び教育訓練招集に応じている海上自衛隊の予備自衛官補」を加え、同条第三項中「一

に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「訓練招集命令により」を削る。

(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正)

第三条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「及び予備自衛官補にあつては陸曹長等」を「にあつては陸曹長等の例に準じ、予備自衛官補にあつてはその属する陸上自衛隊又は海上自衛隊の区分に従いそれぞれ陸曹長等又は海曹長等」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

防衛省の所掌事務の的確な遂行を図るため、海上幕僚監部人事教育部人事計画課の所掌事務を変更する等の必要があるからである。